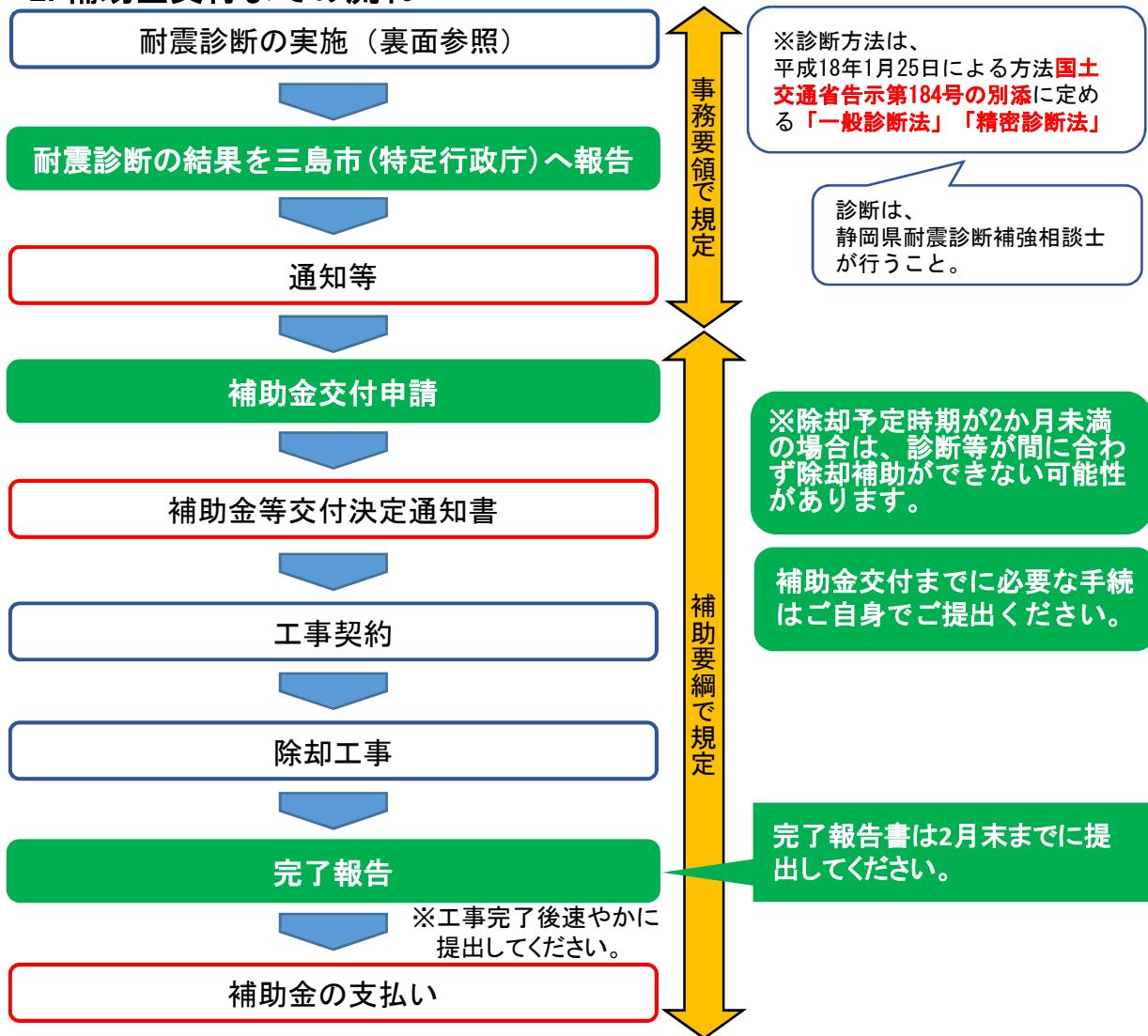


既存建築物耐震性向上事業（木造住宅の除却事業）の概要

1. 補助対象

- 次に掲げる木造住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 地震に対して安全な構造とする旨の市からの通知を受けているもの
- 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの

2. 補助金交付までの流れ



3. 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の額とし、**30万円を限度**

①補助対象経費が100万円の場合

100万円 > 30万円 よって限度額の30万円

②補助対象経費が25万円の場合

25万円 < 30万円 よって補助対象経費の25万円

木造住宅の除却事業を申請するまで

相談（窓口・電話等）

S56.5.31以前に旧耐震基準で建築された木造住宅は、耐震性が不足しているとされる住宅が大半ではあるが、中には耐震性がある住宅もあり、除却を行う必要がない住宅もある。耐震診断の結果、耐震性が不足している、すなわち**倒壊の危険性があると判断されたもの**を補助対象とする。

診断済

未診断

R6年度までに
わが家の専門家診断実施済

静岡県耐震補強相談士へ
耐震診断実施

※自費

※相談士のリスト閲覧は窓口まで

耐震性なし

評点1.0未満

耐震性あり

補助対象外

耐震性あり

補助対象外

耐震性なし

評点1.0未満

診断結果を三島市へ報告

通知等

補助金交付申請